



旧荖崎町の花
ひまわり

荖崎地区区会連合会 VOL: R6 - 1号

区会 くきざき

発行 荖崎地区区会連合会
発行責任者 会長 小原 正彦
編集責任者 副会長 倉本 茂樹

荖崎地区の皆様



つくば市長 五十嵐 立青

荖崎地区の皆様には、日頃から
つくば市政にご理解とご協力を賜
り心より感謝申し上げます。

このたびの選挙により、3期目も
引き続き市政を担わせていただくことになりました。

市長に就任以来、荖崎のお祭りやイベントにお誘いいた
く機会が数多くあり、その度に地域の皆様の熱量の高さや市
民活動の豊かさに驚かされています。荖崎地区区会連合会、
防犯協会、民生委員・児童委員、青少年を育てるつくば市
民の会、高見原ふれあい会など、地域を支えてくださってい
る皆様に改めて感謝申し上げます。

地域の皆様との交流のなかで、多くのご要望をいただい
てきました。

つくばの牛久駅への乗り入れや、旧荖崎庁舎跡地での食品
コーナーを充実させたドラッグストアの開業などは、皆様との
対話の積み重ねが結実したものです。また、荖崎の皆様から
交通についてのお声をたくさん頂いていたので、「スーパーシ
ティ型国家戦略特別区域」の事業の一環として、つくタクをAI（人
工知能）で配車する実証を、荖崎地区で先行して行いました。
この取組に地域全体でご協力いただいた結果、来年度からは
市の全地区でAIでの配車を導入してつくタクの予約枠を増や
すことが決定し、市全体の課題となっている交通の利便性の
向上への一歩につなげることができました。

現在つくば市では、地域にある既存の公共施設等を利活

用して、多くの人が気軽に立ち寄り、交流し、居心地よく
過ごしてもらえる「たまり場」や「居場所」となる拠点を
増やす取組に力を入れています。

現在、これも地域の皆様からのお声を受けて、荖崎保健セ
ンターをコミュニティ施設として活用できるようリニューアルを
進めています。また、高齢者の皆様に憩いの場として親しま
れている荖崎老人福祉センターの入浴施設もリニューアルを進
めています。

さらに、岩崎保育所跡地に「給食レストラン」をオープン
する計画も進行しています。

「給食レストラン」では地域の皆様が小学校の児童と同じメ
ニューの給食と一緒に食えることができます。地域の子どもた
ちに地産・地消を意識したおいしい給食を提供するのはもち
ろんのこと、高齢者の割合が高い荖崎地区で、外出のきつ
かけや新たなつながりが生まれるような拠点となるよう、地域
の皆様と生み出し、育てていきたいと思っています。

市長就任から8年の間、新型コロナウイルス感染症や大規
模な災害などの影響を受け、市民の暮らし方や考え方も、
地域の課題も変化してきています。そうした変化に柔軟に対
応しながら、課題解決に向けてより一層取組を加速してい
きます。

そして、これまで一貫して掲げてきた「世界のあしたが見
えるまち」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない」
包摂の精神に基づき、皆様との対話を積み重ねていきます。

これからも各地で皆様にお会いできることを楽しみにしてい
ます。つくばをともに創っていきましょう。

国立環境研究所の視察を終えて

茎崎地区区会連合会顧問 宮澤 正

去る7月11日茎崎地区区会連合会では、「国立環境研究所」の視察研修を実施しました。当研究所は1974年に筑波研究学園都市に設置され、広大な敷地に地球温暖化研究棟、大気汚染実験棟、循環・廃棄物研究棟及び水環境実験施設等々全部で25棟もの専門施設と約300名の研究者や職員がそれぞれの専門分野で地球環境問題から異常気象などの地球環境問題に関するまで、スーパーコンピューター等最新の設備を駆使して、国内は元より世界の中核として研究を行っています。

当研究所の見学人数には制限があり、今回は13名の参加でしたが最初にレクチャールームで研究所全体の概要説明を受け、そのあと当研究所自慢のスーパーコンピューターを見学しました。日本が世界に冠たる「富嶽」や「京」には及ばないまでも地球規模の気象変動がシミュレーション可能との事で、多大な電力を消費するとても規模の大きなマシンでした。次に敷地内の森林に案内され、「地球温暖化と森林」について説明を受けました。ここでは森林が地球温暖化に対して如何に貢献しているかを学び、森林の大切さを知ることが出来ました。最後は「廃棄物熱処理プラント」を見学しました。ここでは有害な産業廃棄物を熱処理により無害化して安全で再利用可能な資源に変える設備と工程を見学し、約2時間余りの視察研修を終了しました。

人類は、産業革命以来ここ100年余りで地球環境を大きく変えてしまいました。ある研究者の試算に

よれば、現状人類は地球復元力の1.5倍を消費しているそうです。このままの状態が続けば地球は復元力を失い、生命体が生存出来なくなる日はそう遠くありません。私達高齢者はまだ何とかありますが、子や孫の時代を考慮し、一人一人が脱炭素やSDGsに向けた活動が不可欠だと思います。



＜研究所説明＞



＜温暖化説明＞



＜プラント見学＞

つくば市選出県議会議員活動報告会

茎崎地区区会連合会副会長 倉本 茂樹

茎崎地区区会連合会は、9月8日(日)午後、茎崎交流センターにおいて開催しました。つくば市選出の5名の県議会議員のうち、前議員を含む3名の方による活動報告会でした。この会は、茎崎地区の皆様、県政の身近な情報源として毎年企画・実施されておりましたが、コロナ禍のため、昨年4年ぶりに再開されて、今回は8回目の開催でした。出席者は区長19名、講師3名及び2名の森の里自治会役員を含むその他の方21名の計40名でした。

最初に小原区会連合会会長の参加者への謝辞があり、区会役員のなり手不足に関して、出張した苦小牧では全て女性を取り仕切っている区会があるとの紹介がありました。

今回報告されたのは、星田こうじ前議員、宇野のぶ子、山本美和議員でした。

星田前議員から、自分の経歴紹介の後、昨年

発生した牛久沼の越水問題に関すること等の活動報告があり、県によつて見直されたハザードマップ、茨城県の魅力向上策等に関する質疑応答がありました。宇野議員からは、提供の資料に基づき、牛久沼流域の越水対策検討委員会、生活支援体制整備事業等について活動報告があり、米価対策と耕作放棄地等について質疑応答がありました。山本議員からは提供の資料に基づき、孤独・孤立対策としての居場所造り、防災対策の他、アライグマ対策等について活動報告があり、アライグマ捕獲器具の貸し出しについての質疑応答がありました。



＜星田前議員＞



＜宇野議員＞



＜山本議員＞

第12回くきざき夢まつり

茎崎地区区会連合会副会長 山下 輝雄

秋空のもと 今回で第12回目を迎えた「くきざき夢まつり」が11月10日に開催されました。当初は茎崎地区の交流の場としてのお祭りでしたが回を重ねるごとに盛大となり、地域に根付いて来ているものと思います。

夢まつりは、地域の連携・親睦・強化と茎崎地区を初め、つくば市内の多くの地区から観客が来られ盛大な祭典となりました。沢山の子供と親子の笑顔で催事場や物販のテントにぎわ



＜開会式＞



＜神輿巡行＞



＜荖崎音頭＞

いを見せていました。子供の楽しみのミニトレン・ふわふわトランポリン（エアーマット付き滑り台）金魚すくいや輪投げの催事場には、子供たちの笑顔があふれ印象的で忘れられない思い出が出来た様でした。ダンボールの迷路探検も多くの人でにぎわいを見せておりました。商工会、各種団体によるバザー等の出店や農産物の販売、花苗鉢プレゼント等が行われ、配布時間前から多くの行列が出来ており大盛況でした。また、周辺の催し会場は、消防団、自衛隊、シルバークラブによる催しも行われておりました。民生委員・青少年を育てるつくば市民の会等の催しは、ステージの近くで行われており観客の関心を集めておりました。メインステージ及び周辺では、開会式の挨拶を初め、吹奏楽団の演奏、DAKSガールズダンスや和太鼓演奏の披露が行われ、引続き、よさこい踊り、民族楽器、ステージの周りでは神輿が威勢よく担がれました。ガマの口上、尺八・ギターの演奏が行われ、味わいのある演奏でした。ハッピー キッズダンス、荖崎音頭・つくば音頭の踊りはステージの演技とその回りを取り囲んでの踊りであり、大変に盛り上がりました。フラダンス等の演技がステージの上で行われ、歓声と惜しみない拍手を受けて楽しい雰囲気の中、催されました。実行委員会を初め各団体の関係者・協賛頂いた方々に深く感謝申し上げます。

空き家について

荖崎地区区会連合会顧問 稲川 誠一

1 概要

空家等は年々増加し、現在全国で900万戸を超えていると言われ、地域住民に深刻な影響を与えています。このような状況の中、国交省住宅局は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家措置法」という。）を平成27年（2015年）に施行しました。つくば市では、平成25年（2013年）に空家等の管理の適正化、事故及び犯罪等の防止、市民の安全を確保することを目的とした「つくば市空き家等適正管理条例」が施行されました。同年度空家等の適正管理に関する業務を行うため、空き家対策室が新設されました。その後、住宅関連課への移管、設置が行われ現在に至っています。

2 つくば市の取り組み

令和4年度のつくば市における「空家等実態調査」によると荖崎地区では、空家等は戸建て7,862戸に対して324件（内、特定空家等候補250）となっています。単区会別にみると森の里54（39）、自由ヶ丘34（28）、高崎22（20）、高見原三丁目21（19）、桜が丘20（16）などに多く分布しています。空家率を世帯数100件以上の地区でみると高見原三丁目（6.5%）、明神（6.5%）、あしび野（6.4%）、小荖（5.7%）が上位となっています。荖崎地区全体の空家率は、市内各地区の中で2番目に高い割合になっています。

*第2期つくば市空家等対策計画が令和5年3月に策定され、令和5年度の実績は、管理不全な空家

等の所有者等への助言指導件数124件、うち対応完了45件、空家解体4件となっています。また、空家等の所有者等への啓発冊子の送付、出前講座の実施、相続ガイドブックの作成・配布、エンディングノートへのチラシの挟み込みなどの啓発活動を行ってきました。空家バンク制度の物件登録数は、令和4年度の3件から令和5年度は16件と増加しています。

*今後の課題として①空家等の所有者への働きかけについては、空家等が管理不全な状態になる前の対応が重要と考え、相続以前の啓発活動にも取り組むとともに、対策の充実を図る必要があります。②空家バンク制度については、活用を促進するとともに、利用希望に対し登録物件数が少ないこと、最寄りの住み替え的な利用意向に対応しきれていないこと、個人の登録しきれないことなどの課題に対応していく必要があります。③補助金については、利用者自身が少ないため、周知を図るとともに、より活用しやすい制度となるよう適宜改善を図る必要があります。④各種啓発活動について、実績で述べた取り組みのさらなる充実と新たな施策の検討が必要です。

3 荖崎地区の取り組み

荖崎地区区会連合会（以下「連合会」という。）としても、区会内に空家等に関する事案があった場合には、連合会若しくは各区会区長から、つくば市や警察への情報提供を通して、所有者による対応を求めています。しかし、相続協議が纏まらず管理者が定まらないことや、対応する

意志が無い所有者がいることで、現地の状況が改善されない空家が存在することが実態です。

空家等に関する事案について、最近特に多いのがアライグマなどの小動物による被害や空き巣などの被害であり、主に次のような事案があります。

①小動物による住み着き②空き巣等の不法侵入③外装材や屋根材などの落下・飛散④ごみの放置による景観悪化

また、連合会は、つくば市鳥獣対策・森林保全面が創設した「農作物の被害のための補助制度」などについて、各区会へチラシを配布し、啓発を図っています。

4 茨城県内の状況

＊茨城県住宅課によると県内の空き家は196,700戸あり、5年前に比べて500戸減少しており、空き家率も0.7%下がっています。このうち賃貸・売却用及び二次的住宅を除いた「居住目的のない空き家」は93,000戸あり、5年前に比べて15,200戸増加し、その率は0.8%上昇しています。（令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計）結果より）

＊茨城県では、茨城県弁護士会や茨城司法書士会などの関係団体と連携して定期的に会議を開催し、市町村相互間の連絡調整や情報共有を図っています。また、法改正関連の新たな制度等市町村への技術的な助言を行っているほか、どなたでも無料で利用できるリフォーム関連の相談会「住まいの相談会」を毎月開催するなどを行っています。

＊県内市町村では空き家対策としてリフォーム補助（30実施市町村数以下数字のみ）、解体補助（22）家財の処分補助などの補助制度や、空き家バンク（39）、

空き家相談会その他所有者及び管理者不明の確認業務などを行っています。

5 法改正について

地域住民の生命、身体及び財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的とした空家措置法が施行されましたが、今後も増加していく空家等に対して、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があると判断し、令和5年（2023年）空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正空家措置法」という。）が施行されました。その他、令和5年4月の民法改正による相続関係の見直しや、令和6年4月の登記法改正による相続登記の義務化等の法改正が進んでいます。

改正空家特措法のポイント

・所有者の責務強化…所有者又は管理者は、現行の「適切な管理の努力義務」に加え、「国、自治体の施策に協力する努力義務」が追加されました。
・管理不全空家等の新設…特定空家になるおそれのある空家等について、市区町村長から指導・勧告することが可能になりました。勧告された敷地の固定資産税等の住宅用地特例（最大1/6に税負担軽減）は適用除外となります。

<空き家の例>



シニアの生き方紹介シリーズ⑭ 「投句ポスト」

高見原四丁目 印南 光子



令和5年12月8日に「投句ポスト」を設置した。場所は、泊崎の弘法大師堂の境内で茨城百景の一つに指定されている牛久沼辺の自然豊かな場所である。何故「投句ポスト」と言うかと、歴史ある地域には設置されているのに残念ながらつくば市には、歌垣の山筑波山にも設置されていないからである。

紙とペンあれば足りる日々小鳥くる 美都

昭和52年荊崎町の俳句教室に入会し、令和3年3月に退会するまで積み重ねた歳月。（平成5年4月〜令和3年3月まで講師）を思う時、荊崎町時代のお世話になった事があつたからこそ現在の「青桐句会」に引き継がれ、句作りを楽しんでいる連衆がいる。会の名は「結の会」。年4回、3, 6, 9, 12月にポストを開け投句者に添削した作品を郵送している。遠くは、宮城県、長野県、神奈川県、千葉県、東京都、その他等である。卒寿になつても俳句を詠める日々が生きる喜び。楽しきかな人生。

とこ天囃り独りの音に住む 美都

編集後記

本年度は2回発行の予定です。この度第1号をお届けします。今号に、3期目のつくば市長にご就任された五十嵐市長様からの荊崎地区の皆様へのご挨拶、各役員からは、区会連合会関係事業等の報告と空き家問題、高見原四丁目の印南様から、俳句の「投句ポスト」について玉稿をお寄せ頂きました。皆様に感謝します。（編集子）